

参 考 資 料

- 紀の国森づくり税の概要について…………… 1 5
- 紀の国森づくり基金活用検討会設置要綱…………… 1 6
- 紀の国森づくり基金活用検討会委員…………… 1 7
- 森林の現状…………… 1 8
- 紀の国森づくり基金活用検討会開催検討状況…………… 1 9
- 県民からの意見聴取等のための取り組み…………… 2 0
- 紀の国森づくり基金の活用方法についてのアンケート…………… 2 1
- 紀の国森づくり基金の活用方法についてのアンケート調査結果…………… 2 3
 - ・無作為抽出…………… 2 3
 - ・緑花センター…………… 2 9
 - ・「紀の国森づくり税」説明会…………… 3 5
- 紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果（案）への意見募集…………… 4 0
- 紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果（案）に対するご意見と
検討会の考え方について…………… 4 2
- 用語解説…………… 4 5

紀の国森づくり税の概要について

導入の目的	水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とする	
実施時期及び期間	平成19年4月1日～（5ヶ年間）	
税率等	方式	県民税均等割超過課税
	納税義務者（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税均等割の納税者（約41万人） ただし、以下の方は非課税 ①生活保護による生活扶助を受けている方 ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年度の合計所得が一定額以下の方 ③前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方 ・法人県民税均等割の納税者（約1万8千5百社）
	徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 市町村が賦課徴収 ・法人等 申告納付
	税率	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 年額500円（※2） ・法人等 均等割の5%（年額1,000円～40,000円）
	税収見込み	約2.6億円
税収の用途	収納額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、紀の国森づくり基金に積み立てる。	
基金の造成	税収目的の財源という位置づけを明確にするため、基金に積み立てるとともに、目的を達成するための事業等を調査審議するため、基金運営委員会を設置。	
基金の処分	<p>森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源に充てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な用途については、今後、県民の方々から幅広く意見を聞くとともに、事業の実施にあたっては、基金運営委員会で議論するなど、県民への透明性、公平性を確保しつつ事業を進める。 	

（※1）例えば、夫婦と子ども2人の標準世帯の場合

世帯主（サラリーマン）	配偶者	子ども二人
年収500万	無収入	無収入
紀の国森づくり税500円	非課税	非課税

（※2）平成19年度分 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった方は300円。

紀の国森づくり基金活用検討会設置要綱

(設置)

第1条 県は、紀の国森づくり基金を活用して森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組むに当たり、その活用方法について検討するため、紀の国森づくり基金活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 紀の国森づくり基金の活用方法に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者及び県民の代表のうちから知事が選任する。

(座長)

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は平成19年3月31日までとする。

(会議)

第7条 検討会の会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 検討会の議長は、座長が当たる。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合は、当該会議に諮り、当該会議を非公開とすることができるものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は検討会で定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年3月31日限り廃止する。

紀の国森づくり基金活用検討会委員

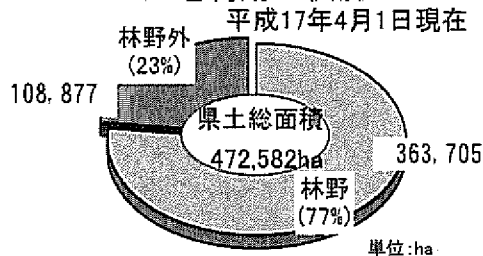
氏 名	職 業	備 考
いしだ みつこ 石 田 光 子	和歌山県漁協女性部連合会会長	
くすべ かつみ 楠 部 勝 巳	和歌山自然リサイクル協会理事	
ささき としこ 佐々木 俊 子	消費生活アドバイザー	
すえかね じゅんいち 末 包 順 一	住友金属和歌山製鉄所 総務部長	
だけやま さほ 竹 山 早 穂	(社)ガールスカウト日本連盟和歌山支部長	
たまき としひさ 玉 置 俊 久	日高川町観光協会会長	
ちもり とくこ 千 森 督 子	和歌山信愛女子短期大学助教授	座長代理者
にしやま ゆうじ 西 山 祐 司	ゲンジの森実行委員会会長	
はしもと たくじ 橋 本 卓 爾	和歌山大学経済学部教授	座長
ふじもと はなこ 藤 本 花 子	和歌山県林業研究グループ連絡協議会女性部会長	

※50音順 敬称略

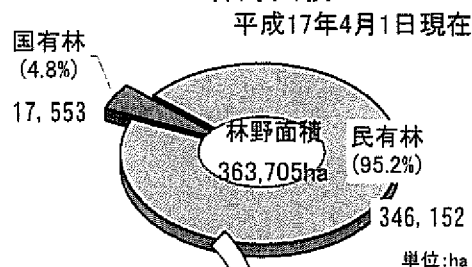
森林の現状

- ・本県の森林率は77%、うち民有林の割合は95% (民有林面積346千ha)
- ・人工林率は61% (人工林面積210千ha)
- ・人工林のうち、手入れが必要な森林の割合は61%
- ・本県の森林の公益的機能の評価額は1兆359億円
 - ※人工林率全国8位、民有林人工林蓄積全国9位
 - ※民有林人工林ヒノキの蓄積全国1位

土地利用の状況

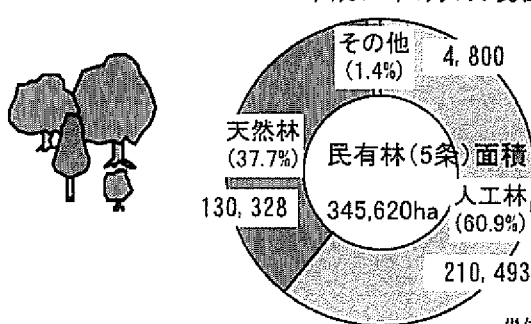


林野面積

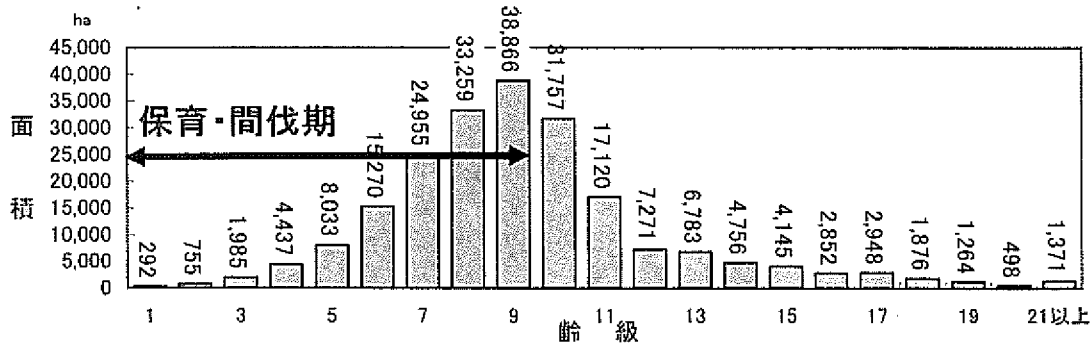


民有林面積の内訳

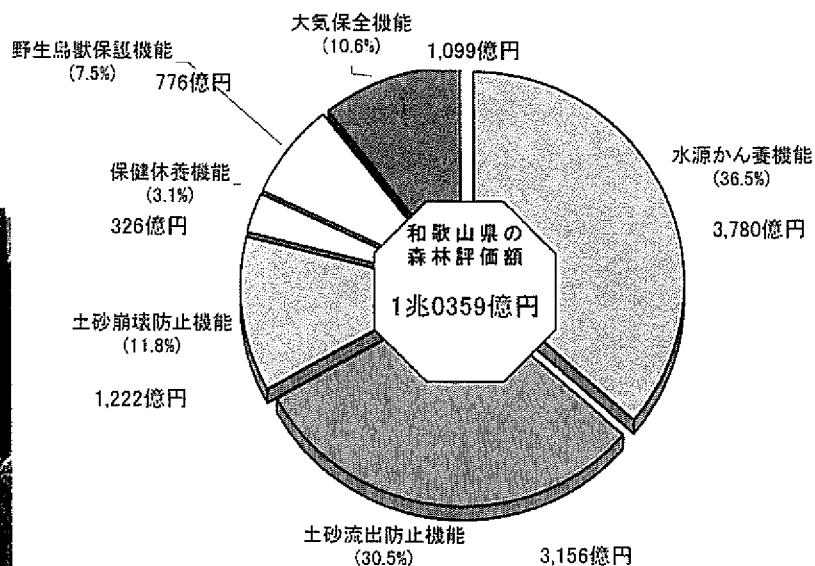
平成17年4月1日現在



民有林人工林齢級構成



森林の公益的機能の評価額(和歌山県)



紀の国森づくり基金活用検討会開催検討状況

	開催年月日	内 容
第1回	平成18年6月8日	森林・林業の現状について アンケートの実施について 意見交換
第2回	平成18年7月20日	現地調査（御坊市、日高川町内） ・里山荒廃状況 ・間伐未実施による荒廃林状況 ・間伐実施森林の状況 補完アンケートの実施について
第3回	平成18年8月29日	アンケート調査結果について 意見交換
第4回	平成18年9月27日	検討結果（素案）について 県民の意見募集について 意見交換
第5回	平成18年11月13日	検討結果（案）について

県民からの意見聴取等のための取り組み

【「県民の友 3月号」への特集記事掲載及び意見募集】

平成18年3月上旬～5月末

【紀の国森づくり基金活用に関するアンケート】

- 平成18年6月28日～7月15日 無作為抽出アンケート
- 平成18年7月29日・30日 補完アンケート（緑花センター）
- 平成18年8月21日～9月4日 補完アンケート（「紀の国森づくり税」説明会）

【「紀の国森づくり税」説明会での意見聴取】

開催日	開催時間	場 所
平成18年8月21日(月)	19:00～20:00	東牟婁振興局 大会議室
平成18年8月22日(火)	19:00～20:15	西牟婁振興局 大会議室
平成18年8月24日(木)	19:00～20:00	日高振興局 会議室
平成18年8月25日(金)	19:00～20:15	有田振興局 大会議室
平成18年8月28日(月)	19:00～20:00	伊都振興局 大会議室
平成18年8月29日(火)	19:00～20:00	那賀振興局 大会議室
平成18年8月31日(木)	19:00～20:00	海南保健所 大会議室
平成18年9月1日(金)	19:00～20:30	県民文化会館 大会議室
平成18年9月4日(月)	19:00～20:00	紀北家畜保健衛生所 大会議室

【「紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果」（素案）に対する意見募集】

平成18年10月12日～11月1日

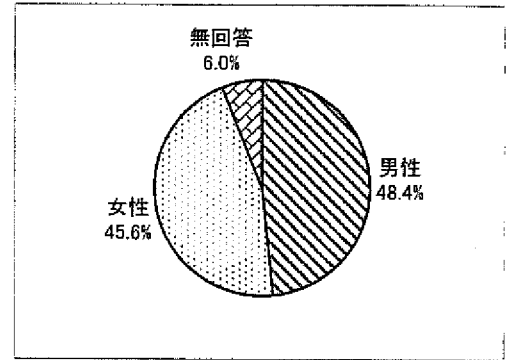
紀の国森づくり基金の活用方法に関する アンケート結果

無作為抽出

回答者の属性

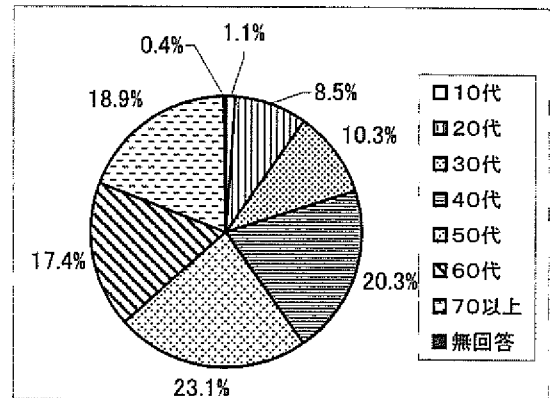
1 性別

項目	回答数	構成比
男性	136	48.4
女性	128	45.6
無回答	17	6.0
計	281	100



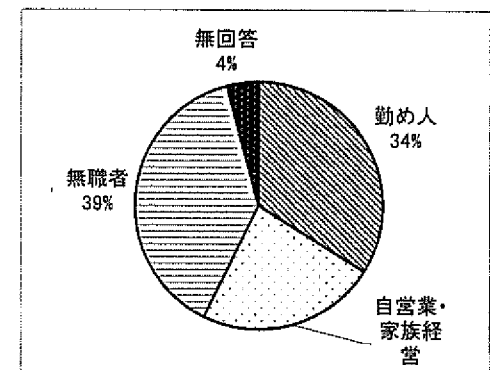
2 年齢

項目	回答数	構成比
10代	3	1.1
20代	24	8.5
30代	29	10.3
40代	57	20.3
50代	65	23.1
60代	49	17.4
70以上	53	18.9
無回答	1	0.4
計	281	100



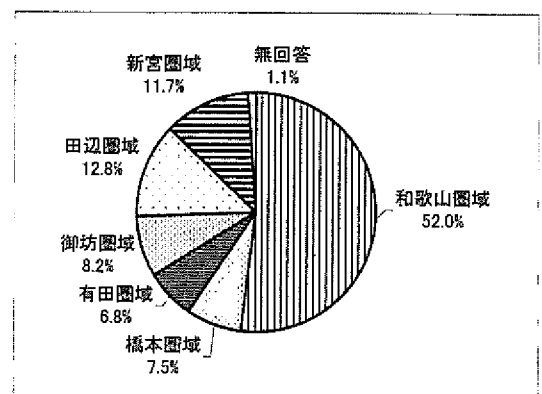
3 職業

項目	回答数	構成比
勤め人	95	33.8
自営業・家族経営	66	23.5
無職者	108	38.4
無回答	12	4.3
計	281	100



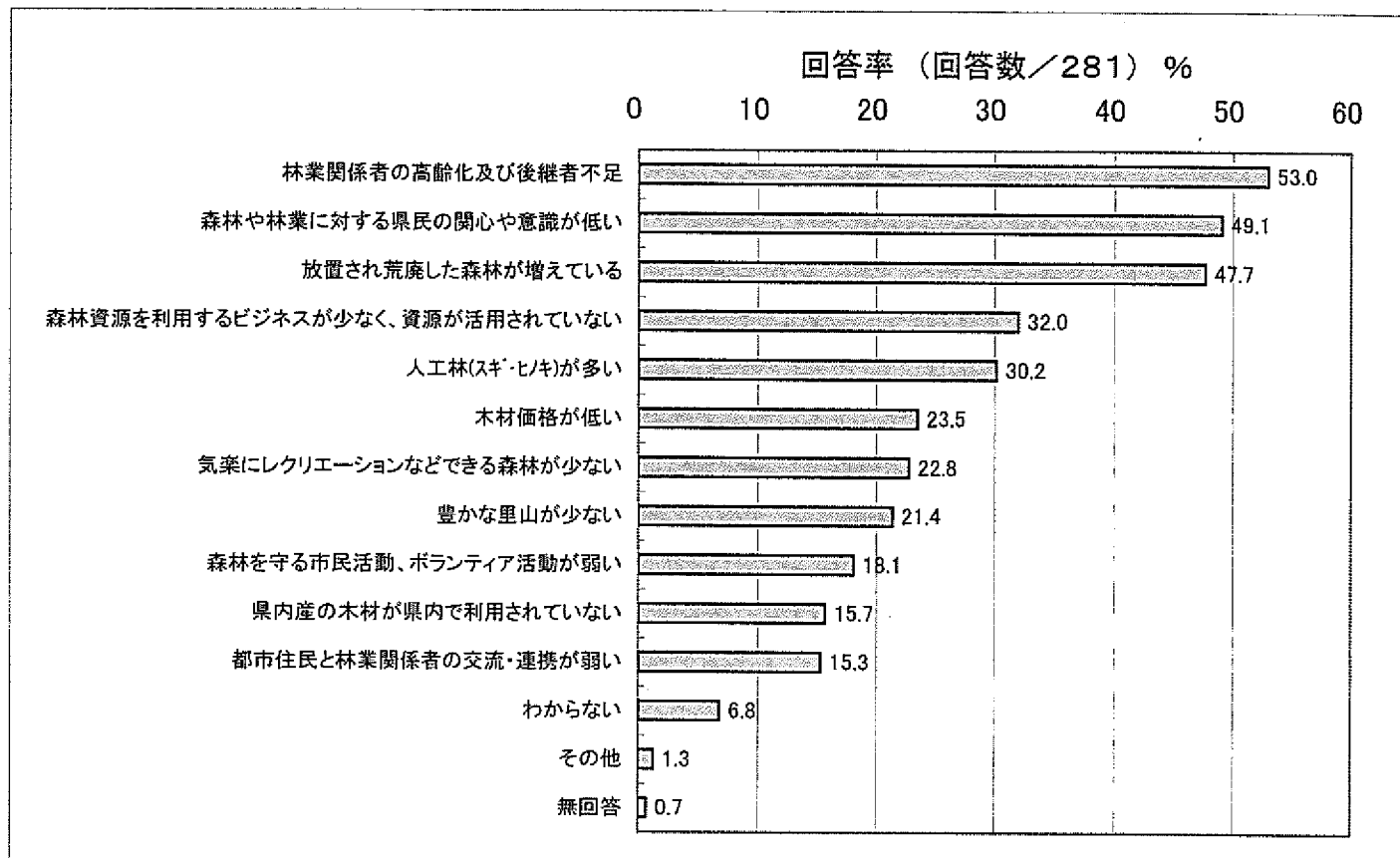
4 地域別

項目	回答数	構成比	人口比
和歌山圏域	146	52.0	54
橋本圏域	21	7.5	10
有田圏域	19	6.8	8
御坊圏域	23	8.2	8
田辺圏域	36	12.8	12
新宮圏域	33	11.7	8
無回答	3	1.1	
計	281	100	100

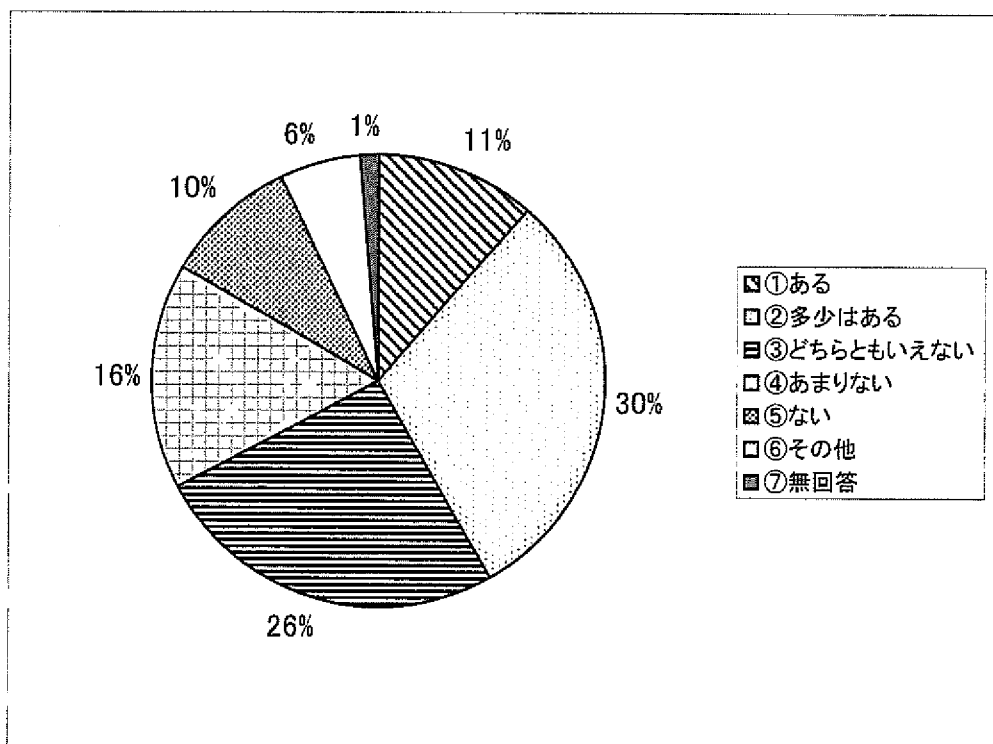


問1 和歌山県の森林・林業・山村はかけがえのない公益的機能を果たしていますが、同時に現在多くの問題や悩みを抱えています。とくに問題と思われることはどのようなことですか。

複数回答

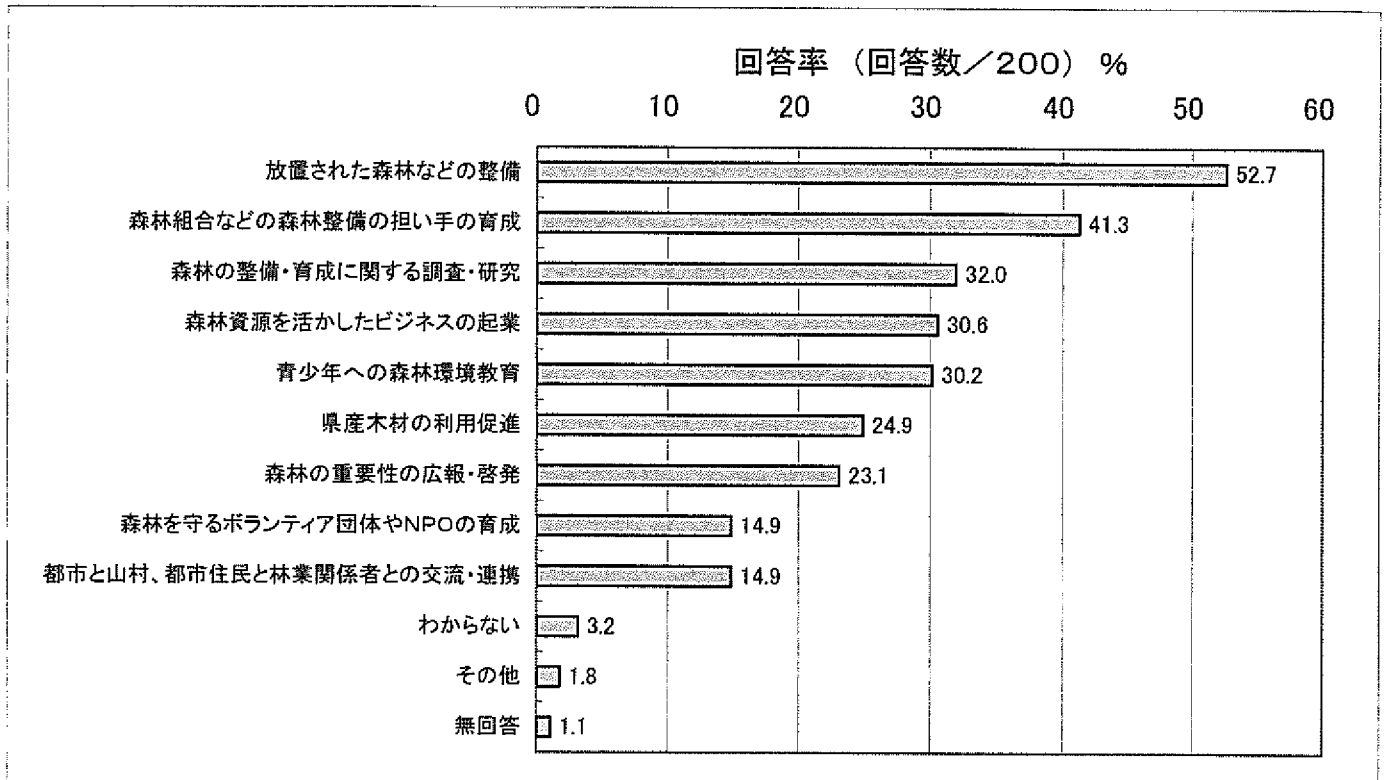


問2 森林をよくするためのさまざまな活動に参加する意志はありますか。



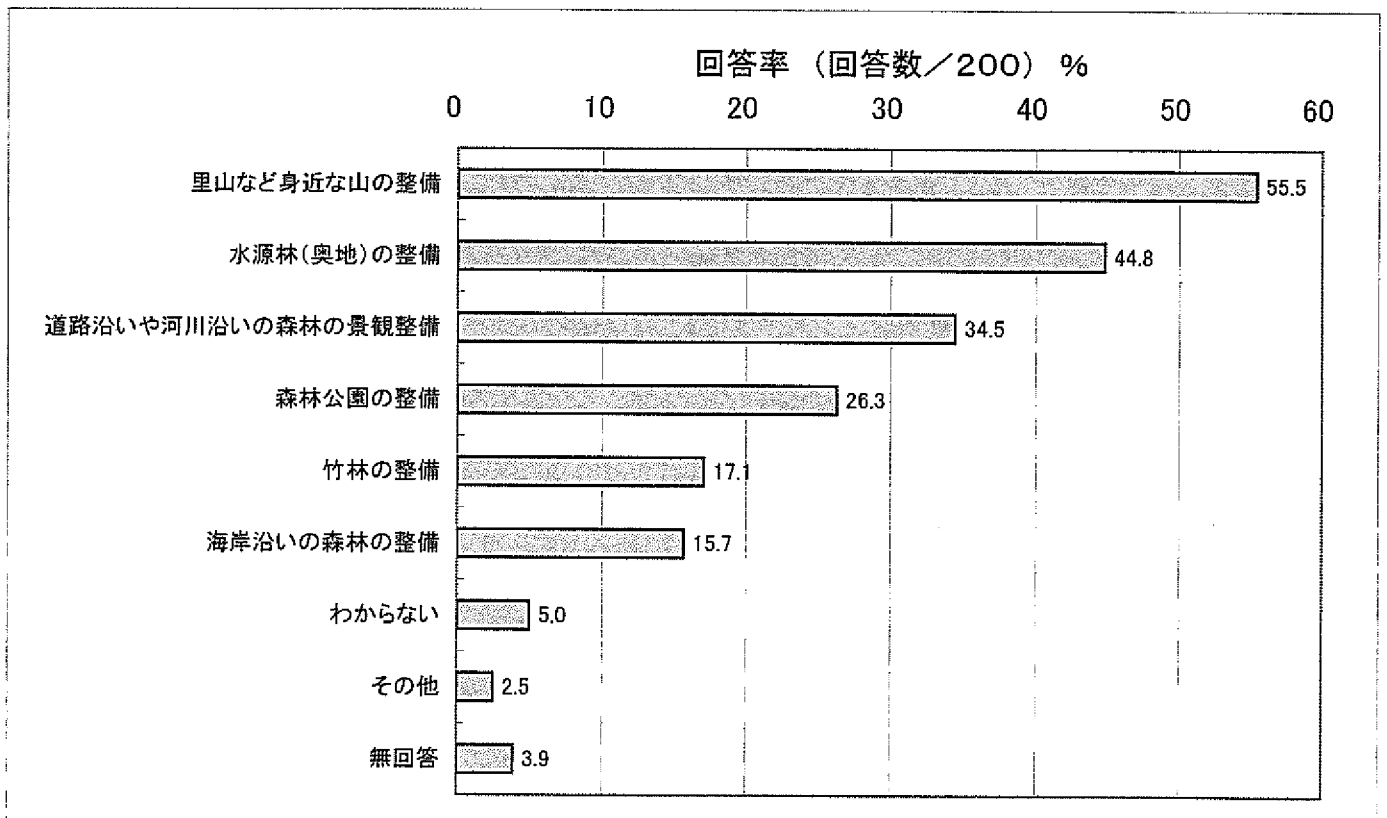
問3 紀の国森づくり基金は、どのようなことに使うべきだと思いますか。

複数回答



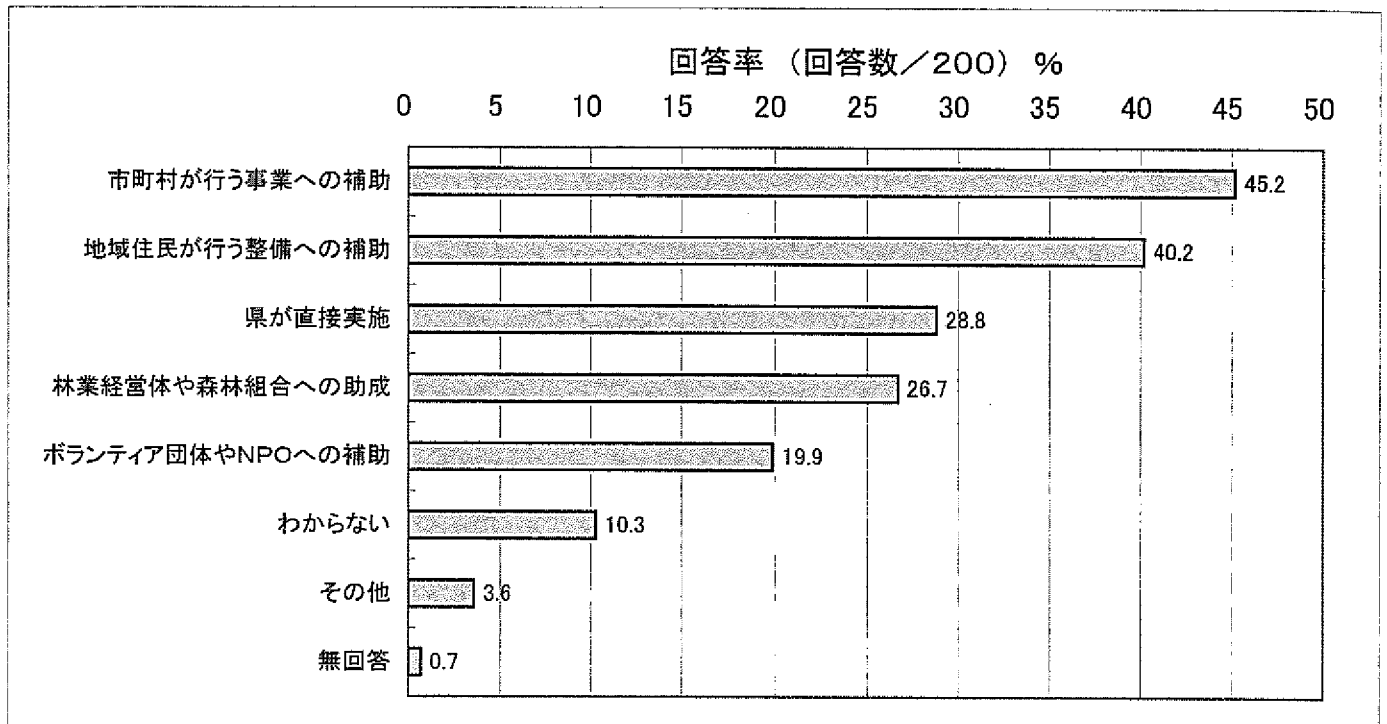
問4 放置された荒廃森林の整備は、どのような場所を重点的に行うべきだと思いますか。

複数回答



問5 基金の使い方はどのような手法が適切と考えますか。

複数回答



自由意見

【使い途】

- ・ 間伐により自然林に移行させる。
- ・ 奥地で作業効率の悪いスギ・ヒノキ林を広葉樹林化する。
- ・ 花粉症対策。
- ・ 広葉樹の植栽。
- ・ 地域に密着した森づくりを。
- ・ 乳児期、幼児期から、家庭や教育機関で自然に親しむ教育を。
- ・ 若い世代が積極的に森に関わる場をつくる。
- ・ 森林からの恩恵はわかりにくいので、森林の重要性の啓発を。
- ・ 地元産材の利用促進。
- ・ 間伐材の利用。
- ・ 子供達が郷土の森林や樹木に親しみ、育成できる事業を。
- ・ 奥地林までアクセスできる道の整備が必要。

【使い方】

- ・ 小額ばらまきではなく、ビジョンに則った集中投資を。
- ・ 保安林内の人工林は対象外に。
- ・ 透明性を高くし、誰かが利益を甘受することのないよう。
- ・ 成果や結果を県民に明示してほしい。
- ・ 納税者にわかりやすい仕事を。

【実施主体】

- ・ 県が市町村に基金の活用方法の提案を求め、それを市町村が実行。県は指導監督。
- ・ 各団体、機関に有効に補助。
- ・ 県が責任を持って最後まで実施。

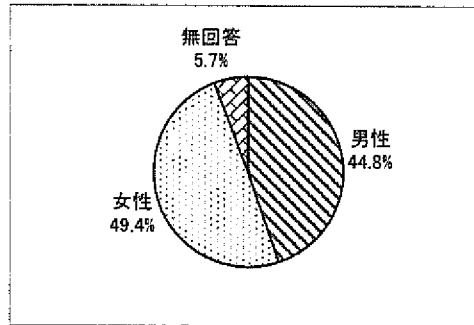
紀の国森づくり基金の活用方法に関する アンケート結果

和歌山県植物公園緑花センター

回答者の属性

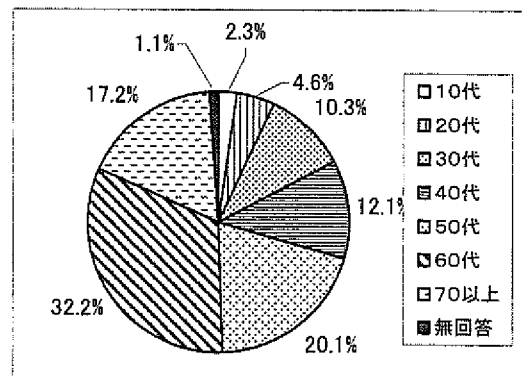
1 性別

項目	回答数	構成比
男性	78	44.8
女性	86	49.4
無回答	10	5.7
計	174	100



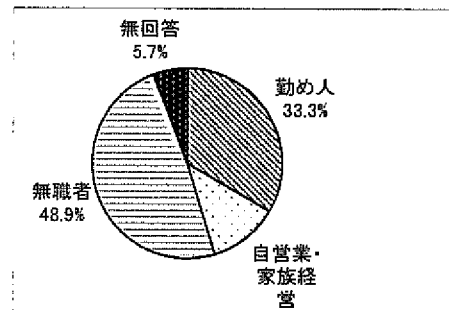
2 年齢

項目	回答数	構成比
10代	4	2.3
20代	8	4.6
30代	18	10.3
40代	21	12.1
50代	35	20.1
60代	56	32.2
70以上	30	17.2
無回答	2	1.1
計	174	100



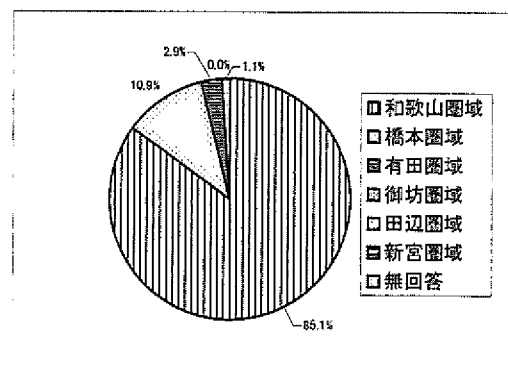
3 職業

項目	回答数	構成比
勤め人	58	33.3
自営業・家族経営	21	12.1
無職者	85	48.9
無回答	10	5.7
計	174	100



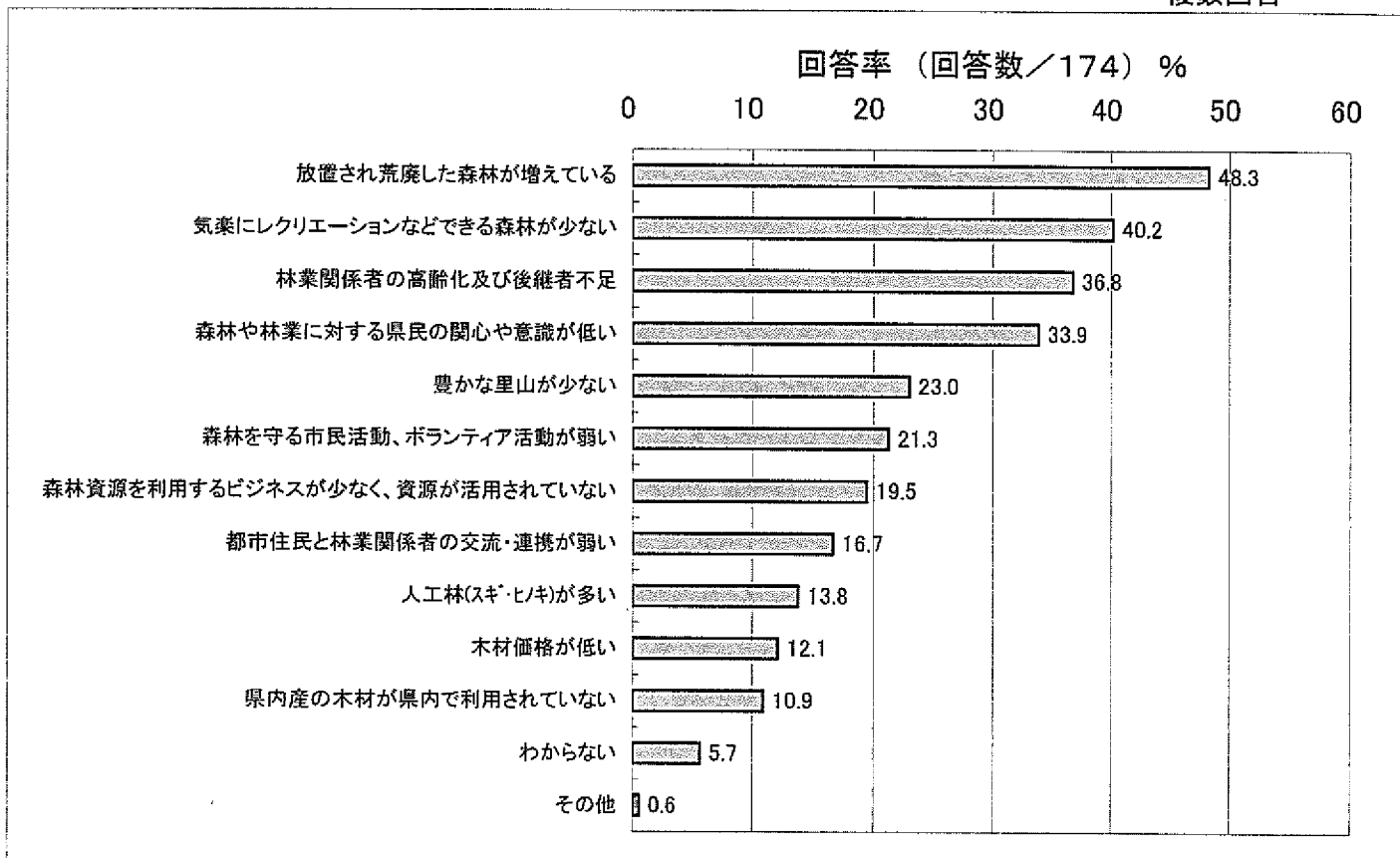
4 地域別

項目	回答数	構成比	人口比
和歌山圏域	148	85.1	54
橋本圏域	19	10.9	10
有田圏域	5	2.9	8
御坊圏域	0	0.0	8
田辺圏域	0	0.0	12
新宮圏域	0	0.0	8
無回答	2	1.1	
計	174	100	100

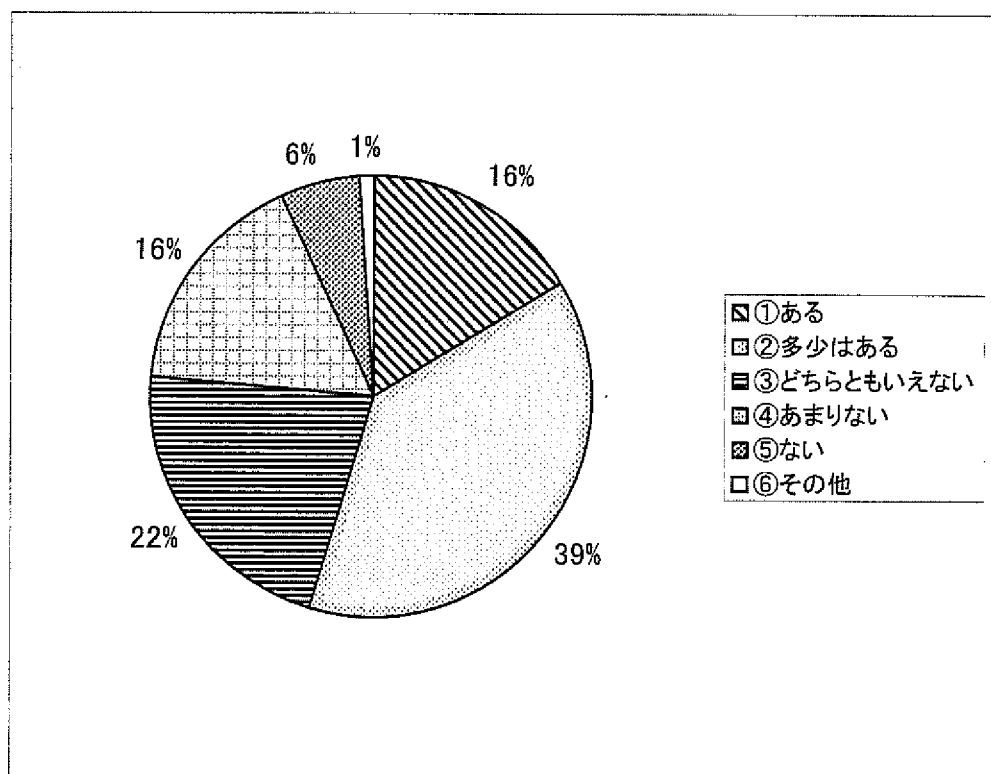


問1 和歌山県の森林・林業・山村はかけがえのない公益的機能を果たしていますが、同時に現在多くの問題や悩みを抱えています。とくに問題と思われることはどのようなことですか。

複数回答

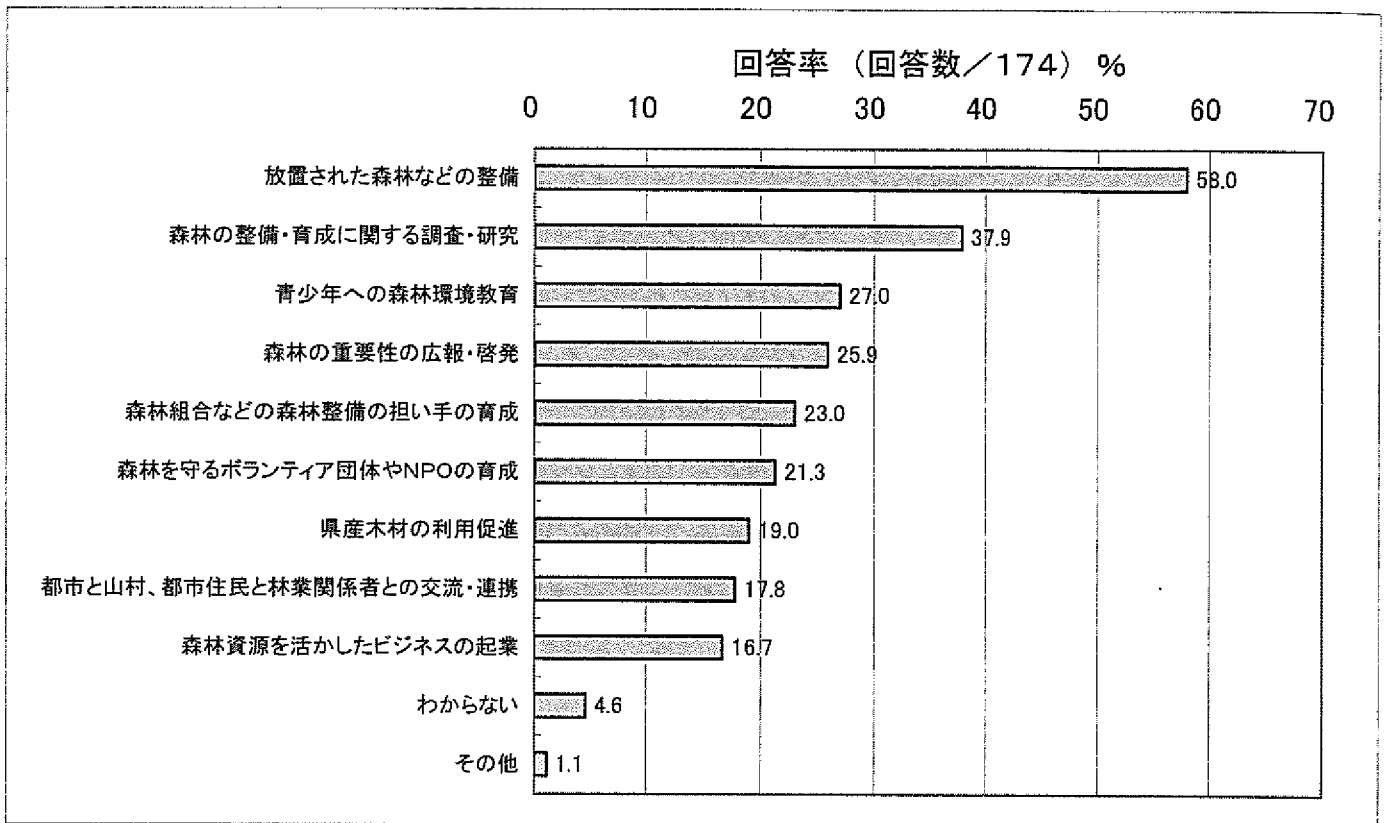


問2 森林をよくするためのさまざまな活動に参加する意志はありますか。



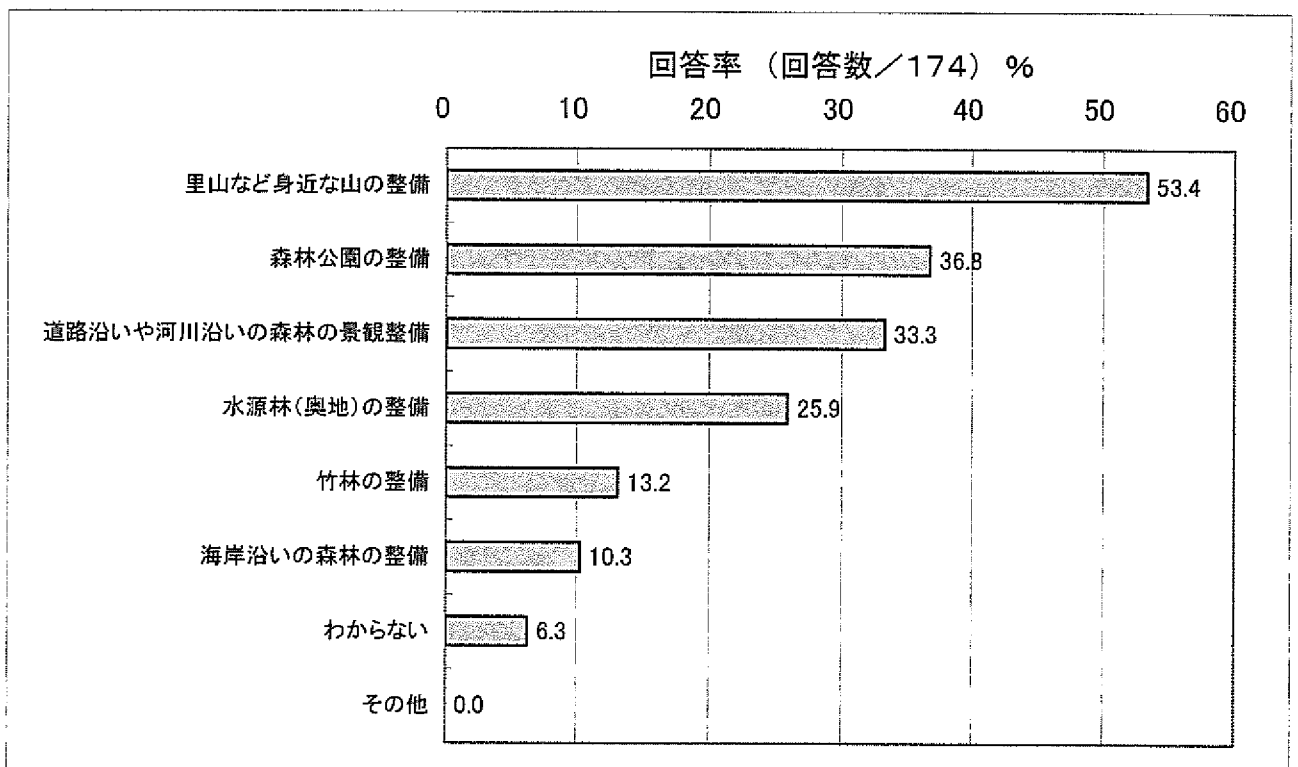
問3 紀の国森づくり基金は、どのようなことに使うべきだと思いますか。

複数回答



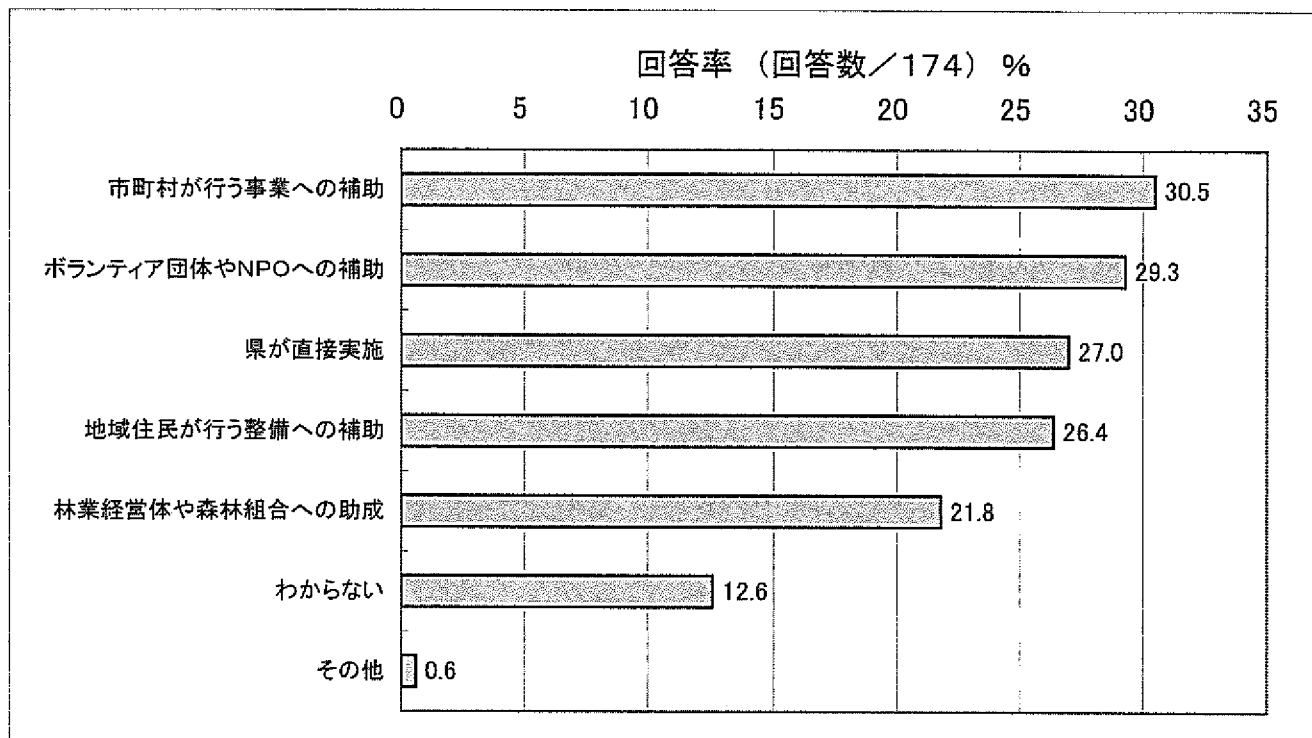
問4 放置された荒廃森林の整備は、どのような場所を重点的に行うべきだと思いますか。

複数回答



問5 基金の使い方はどのような手法が適切と考えますか。

複数回答



自由意見

【使い途】

- ・ 県民の楽しめる森づくりを。
- ・ 目に見えるような森づくりを。
- ・ 里山が荒れてイノシシが出て来て大変。これの対策を。
- ・ 県の森林を守るため、森林の現状のPRがもっと必要。
- ・ 水害が起きないような、また水が確保できるような森林整備を。
- ・ 木の国といわれるように、それにふさわしい美しい山になってほしい。
- ・ 広葉樹を増やす。
- ・ 人間の都合で森づくりをしないように。
- ・ 森林公園の整備を。
- ・ 県民が、基金をもっと理解できるようホームページなどでの説明を。

【使い方】

- ・ 森づくりのために、基金の公平な活用を。
- ・ 使用金額、ルートを明確にしてほしい。
- ・ 基金の活用方法を一つに定めず、随時検討しながらより良い方法を。

【実施主体】

- ・ 県の直接執行だと手薄になりがちなので、住民に近い市・町で活用してほしい。

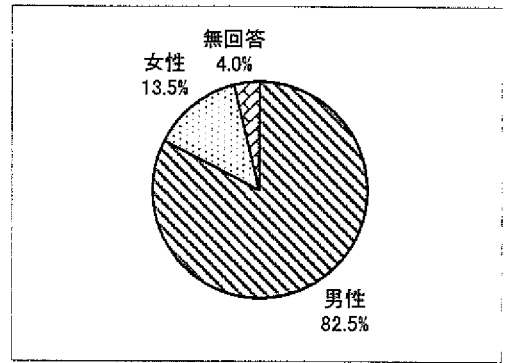
紀の国森づくり基金の活用方法に関する アンケート結果

「紀の国森づくり税」説明会

回答者の属性

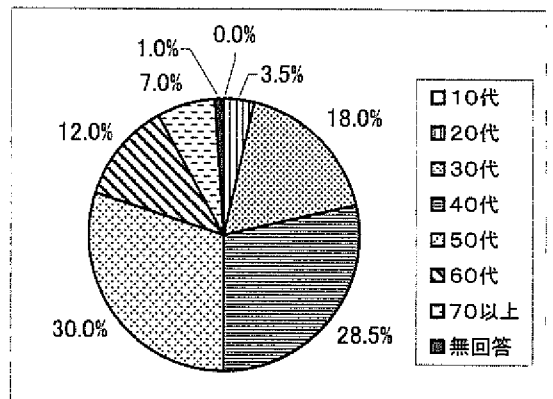
1 性別

項目	回答数	構成比
男性	165	82.5
女性	27	13.5
無回答	8	4.0
計	200	100



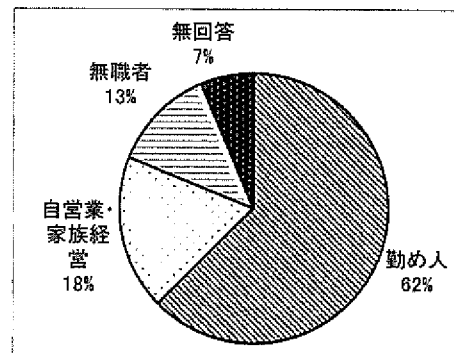
2 年齢

項目	回答数	構成比
10代	0	0.0
20代	7	3.5
30代	36	18.0
40代	57	28.5
50代	60	30.0
60代	24	12.0
70以上	14	7.0
無回答	2	1.0
計	200	100



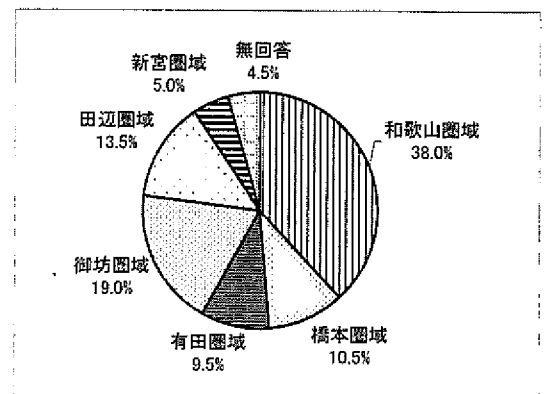
3 職業

項目	回答数	構成比
勤め人	125	62.5
自営業・家族経営	37	18.5
無職者	25	12.5
無回答	13	6.5
計	200	100



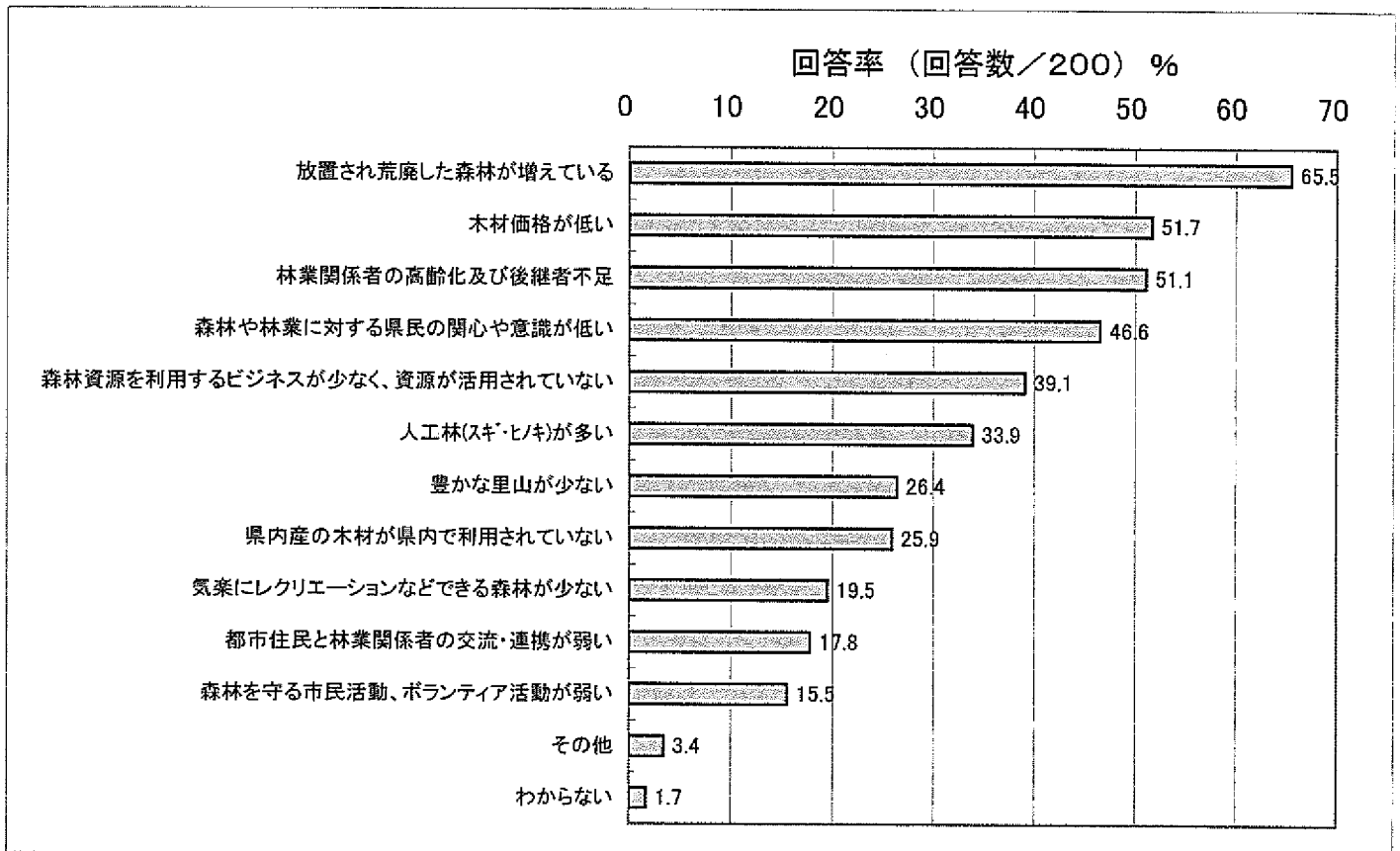
4 地域別

項目	回答数	構成比	人口比
和歌山圏域	76	38.0	54
橋本圏域	21	10.5	10
有田圏域	19	9.5	8
御坊圏域	38	19.0	8
田辺圏域	27	13.5	12
新宮圏域	10	5.0	8
無回答	9	4.5	
計	200	100	100

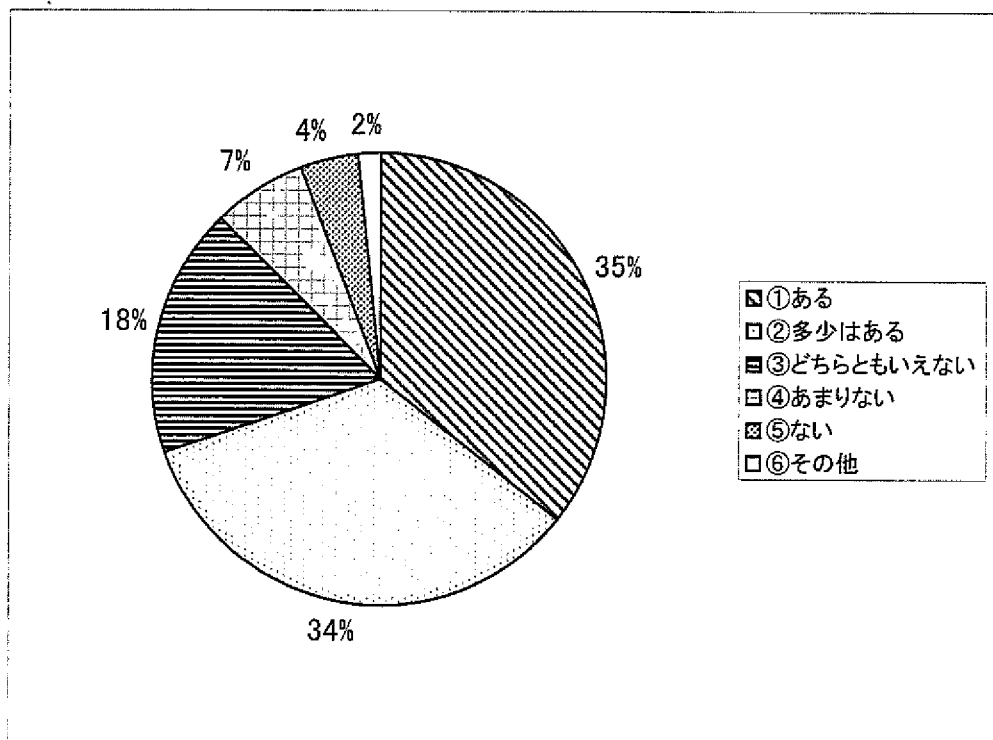


問1 和歌山県の森林・林業・山村はかけがえのない公益的機能を果たしていますが、同時に現在多くの問題や悩みを抱えています。とくに問題と思われることはどのようなことですか。

複数回答

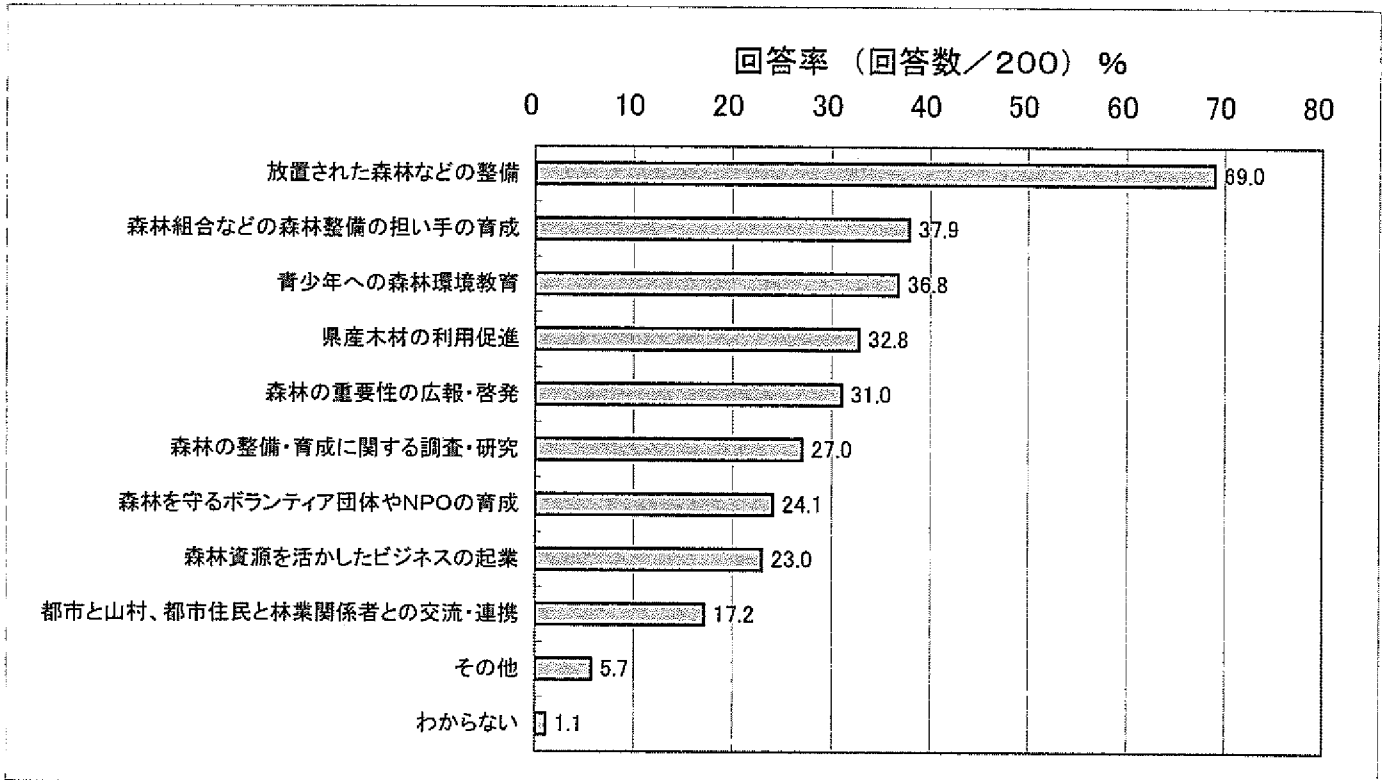


問2 森林をよくするためのさまざまな活動に参加する意志はありますか。



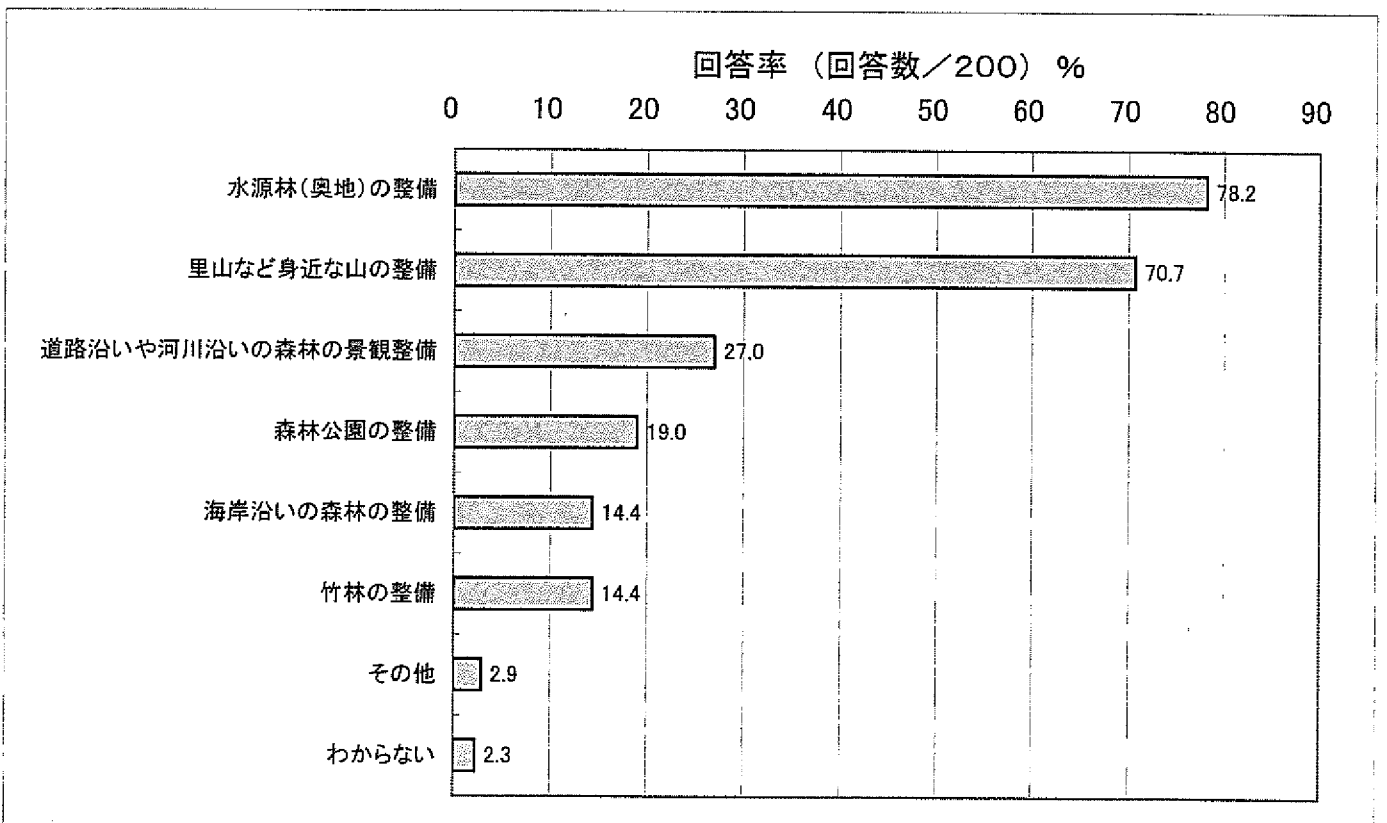
問3 紀の国森づくり基金は、どのようなことに使うべきだと思いますか。

複数回答



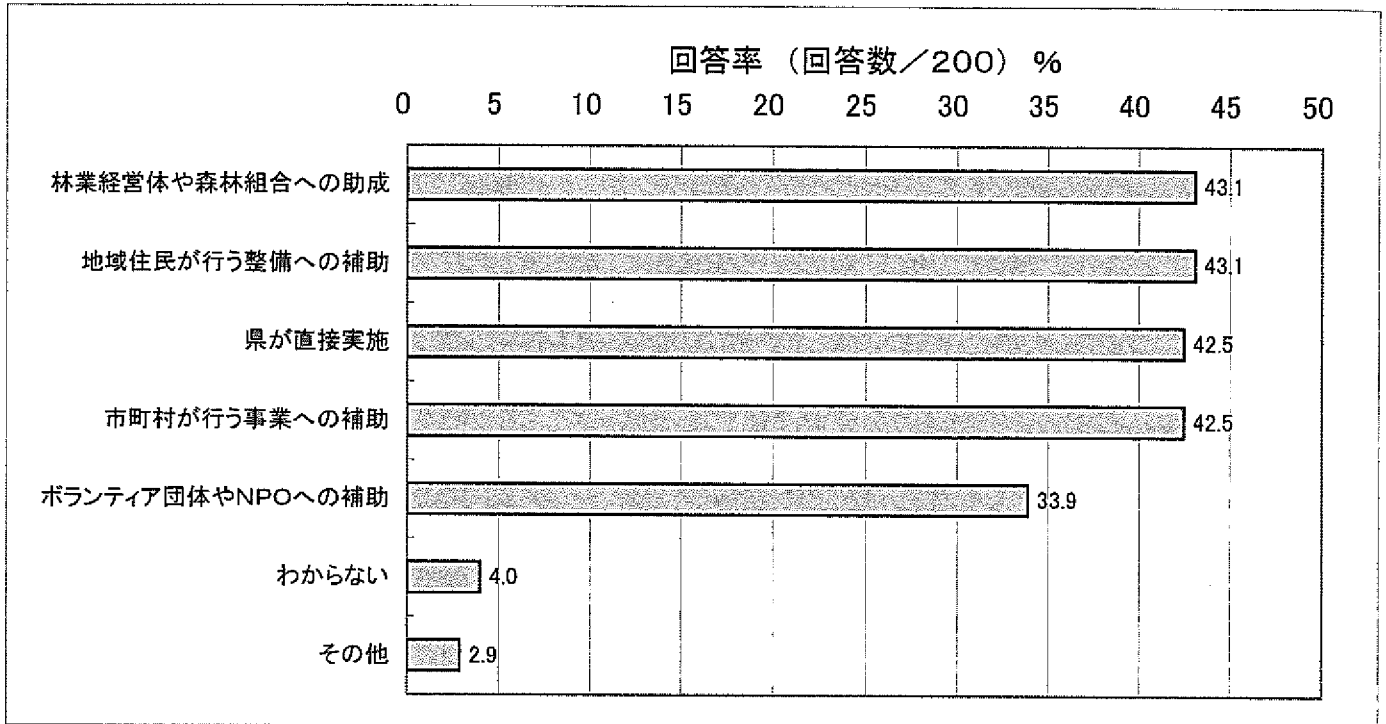
問4 放置された荒廃森林の整備は、どのような場所を重点的に行うべきだと思いますか。

複数回答



問5 基金の使い方はどのような手法が適切と考えますか。

複数回答



自由意見

【使い途】

- ・ 針葉樹が多いので、特に間伐をし、できれば広葉樹の植栽を。
- ・ 放置し、荒廃した森林の整備を。
- ・ 公益的機能の観点から、自然の森林に戻す事業を。
- ・ 花粉症対策を。観光面でもマイナス。
- ・ 県民参加の森林整備。
- ・ 子供達への森林環境教育。
- ・ 森林の重要性の啓発。
- ・ 無駄なパンフレット、リーフレット、新聞広告、テレビCMに使わないように。
- ・ 県民に還元できる事業を。例えば、子供達が森林体験ができるようなもの。
- ・ 県産材の利用促進。
- ・ 木材、木質資源の利用開発。
- ・ 森林所有者の境界が分からなくなっている。これを解消する対策を。
- ・ 獣害対策。

【使い方】

- ・ 用途が一部の地域に偏らないように。
- ・ 適正な活用とその情報公開を。
- ・ 世界遺産周辺地域への重点活用を。
- ・ 県民にわかりやすい、効果的な事業を。
- ・ 森林といえども個人財産なので、個人で管理するのが筋。税を投入するのはおかしい。

【実施主体】

- ・ 県税として取るのだから、県が実施するのが本筋。

紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果（案）への
意見を募集します

1 趣旨

県では、紀の国森づくり基金活用検討会から県民意見募集の依頼を受け、「紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果（案）」に対する県民の皆様からのご意見を募集します。

平成19年4月から「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が施行されるのに伴い、県では、「県民の理解と協力のもと」その基金の活用方法を検討するため、学識経験者や県民の代表で構成する「紀の国森づくり基金活用検討会」を設置しました。

同検討会では、意見募集やアンケート調査等を行い、広く県民の意見を聞きながら基金の活用方法について検討を重ねてきました。その結果を、9月末に「紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果」(案)としてまとめたところですが、より実効性の高いものとするよう、さらに県民の皆様から、基金の使い途等の活用方法について意見を聞き、議論を深めたうえで最終結果を取りまとめることとなりました。

2 募集期間

平成18年10月12日（木）から平成18年11月1日（水）

3 紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果（案）の閲覧・入手方法
次のいずれかの方法でご覧になることができます。

(1) 県のホームページから閲覧できます。

紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果（案）

(2) 次の県の関係機関で閲覧できます。

閲覧場所	所在地	電話番号
農林水産部 林業振興課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2960
県庁情報公開コーナー	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2392
海草振興局 産業振興部 林務課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-3366
那賀振興局 産業振興部 林務課	岩出市高塚 209	0736-61-0015
伊都振興局 産業振興部 林務課	橋本市市脇 4丁目 5-8	0736-33-4910
有田振興局 産業振興部 林務課	湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1263
日高振興局 産業振興部 林務課	御坊市湯川町財部 651	0738-24-2912
西牟婁振興局 産業振興部 林務課	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7911
東牟婁振興局 産業振興部 林務課	新宮市緑ヶ丘 2丁目 4-8	0735-21-9612

また、県庁林業振興課及び各振興局林務課で検討結果（案）の配布も行います。

(3) 郵送による配布を行います。

検討結果（案）の郵送を希望される方は、住所・氏名を明記し、返信用封筒、切手（200円）を同封のうえ、林業振興課まで郵送でお申し込み下さい。

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」等に住所・氏名・電話番号（法人及び任意団体の場合は、名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地及び電話番号）、該当箇所、意見を日本語で明記のうえ、郵送（持ち込み可）、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出下さい。

なお、口頭、電話での受付は行っておりませんのでご理解願います。

郵送（持ち込み）	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1（郵便番号のみでも可） 和歌山県 農林水産部 緑の雇用推進局 林業振興課（東別館 2階）
ファックス	073-433-1037 ※表題を「検討結果（案）に対する意見」とご記入下さい。
電子メール	e0706001@pref.wakayama.lg.jp ※表題を「検討結果（案）に対する意見」とご記入下さい。

5 提出された意見の取扱い

いただいたご意見に対して直接個別に回答することはいたしません。類似のご意見を取りまとめたうえで、検討結果にどのように反映させるかを「紀の国森づくり基金活用検討会」で検討し、その結果を県のホームページで公表します。

6 問い合わせ先

和歌山県 農林水産部 緑の雇用推進局 林業振興課
TEL：073-441-2960（直通）
FAX：073-433-1037
e-mail：e0706001@pref.wakayama.lg.jp

紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果(案)に対するご意見と検討会の考え方について

- 1 意見募集期間 平成18年10月12日(木)から平成18年11月1日(水)
- 2 意見提出者数 13名(うち団体数2)
- 3 意見の概要と検討会の考え方 以下のとおり

紀の国森づくり基金活用検討会では、意見募集やアンケート調査等を行い、広く県民の意見を聞きながら基金の活用方法について検討を重ね、9月末に「紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果(案)」としてまとめました。

これを、より実効性の高いものとするよう、さらに県民の皆様から意見を聞き、議論を深めたうえで最終結果を取りまとめることとし、パブリックコメントを実施しました。

その結果、11名と2団体からご意見をいただきました。

皆様からいただきました貴重なご意見は、検討結果に反映させていただきます。

NO.	意見提出者住所	ご意見の概要	検討会としての考え方
1	和歌山市	<p>県民の意識をどのように向けるか。 森林を守る必要性を、県民に知らせることが重要。 県民のみならず、他府県の人にもアピールする必要あり。 「森林を守る」ことによる「地域の活性化」を、県民に広く理解してもらうことが必要。</p>	<p>ご意見は検討結果(案)に盛り込んでおります。</p>
2	岩出市	<p>「紀の国森づくり税」に賛成。 家族3人(知的障害者1名)で自然づくりに参加できますか？</p>	<p>「県民が幅広く参加できるよう」を文中に加筆しました。</p>
3	和歌山市	<p>①木の国としてのシンボルの森造成の提案 ・植栽スペースと苗木を確保し、県民に植栽してもらう (こどもの入学や卒業、結婚等の記念の植樹に絞り、森の成長と郷土愛の醸成とを結びつける) ・植栽した苗木の生長の様子をホームページで公開</p> <p>②森林所有者に代わって第三者による森林再生事業の提案 ・間伐未実施林の強度間伐、簡易な治山施設や補植 ・植栽放置林での萌芽樹種の育成、広葉樹の植栽 ・森林の再生が確認できるまでの期間、費用負担。森林所有者と協定締結 ・NPO法人、緑化推進会、森林整備法人等が実施</p>	<p>具体的な事業提案であり、積極的な応募に期待します。</p>

4	日高川町	<p>里山の雑木の伐採を進め、里山に活力を取り戻すことへの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の50年生以上の雑木を伐採し、それを原料にして黒炭を作る ・人里から30m幅で雑木林をベルト状に伐採し、イノシシ等が人里に近づけない状況を作る ・また、そうすることにより山菜が採れるようになり、「森とあそぶ」にもつながる ・里山を蘇らせるには、今が限度。「紀の国森づくり税」は時宜を得たアイデア 	<p>具体的な事業提案であり、積極的な応募に期待します。</p>
5	和歌山市	<p>3つの方向性は大賛成</p> <p>子供達が体験できるように考えてほしい。その時にはお年寄りの活用を検討してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドングリなどの木の実や森にあるものを使った遊び ・アケビなど山の中の食べられるもの(山の味の体験) ・森を活かした昔の遊びの体験 <p>森の遊び場には、人工的な遊具は不要。子供達が自分で考えて遊べるように</p>	<p>「各世代が森で遊び、親しみ、交流できるよう」を文中に加筆しました。</p> <p>なお、その他のご意見は、検討結果(案)に盛り込んでおります。</p>
6	新宮市	<p>基金の活用方法は、それぞれ素晴らしいと思うが、総花的でその効果が明確になるのか少し危惧される。目に見えて結果が分かる使用方法を望む。</p> <p>例: 木質バイオマス発電に対する初期投資 県内に1カ所、木質バイオマス発電プラントができないか</p>	<p>基金の活用試算(案)を示すこととし、より効果の高い事業から優先的に実施することが望ましいと考えます。</p>
7	印南町	<p>P5 (3) 基金活用の方向性 ア「紀の国の森とあそぶ・まなぶ」</p> <p>「県民にとっては森林は身近な存在ではなくなっています。」とあるが、私たちは切り目川流域で大切な森林を守る活動を実施している。</p> <p>P6 イ「紀の国の森をつくる・まもる」 (イ)異分野の協働による森づくり 森・川・海が循環できる環境づくりが大切</p>	<p>循環型社会の形成は非常に大事と考え、検討結果(案)の中にも盛り込んでおります。なお、今後も地域の森林環境保全に努められるとともに、当基金への応募を期待します。</p>
8	和歌山市	<p>紀州材の利活用に関する調査研究、特に産学官連携の調査・研究への助成</p>	<p>ご意見は検討結果(案)に盛り込んでおります。</p>
9	白浜町	<p>P7 ウ (ア)の次に「既存木造施設の保存」の挿入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的、文化的価値の高い木造施設を保存(移築)し、そこを拠点に団塊の世代等が森林との距離感を縮めるための活動を実施する ・そういう活動を通じ、木材の需要を拡大し、木材価格を上げて、林業経営が成り立つようにすることで森林の整備等を進める <p>具体策: 東陽中学校(田辺市)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①移築(そこを拠点に検討結果(案)に記載されているような活動を実施) ②新校舎の木造化(机、イス、備品等も地元材で作成) 	<p>ご意見は、(4)実施方式のイ 事業提起型による応募を期待します。</p> <p>ただし、施設整備については既存事業もあり、個別の検討が必要と考えます。</p>
10	岩出市	<p>基金活用の方向性については異議はない</p> <p>実施に際しての要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間数回の公募時期の設定 ・年度をまたがった事業の採択 	<p>基金の有効な活用のため、参考にすべきと考えます。</p>

11	和歌山市	P2 3 和歌山県の森林の現状と課題 和歌山市内の里山、防風林では、「ゴミ等の不法投棄」も目立つので追加記述を願う	「美化の面でも憂慮されるようなところが増えてきております。」を文中に加筆しました。
12	海南市	効果が県民の目に見えるような活用が大切 ・荒廃森林や竹林の整備及びそのための分布調査 ・森林の危機的状況の普及啓発 ・観光との連携 荒廃森林や手入れの行き届いた森林などの現況見学ツアー ・和歌山大学観光学部との連携	ご意見は検討結果(案)に盛り込んでおります。特に、異分野との連携は重要と考えます。
13	日高川町	「森林環境の保全と目的」についての個人的考え ・森林には、人に「生きようとする力」を与え、子供達にもいじめに負けない「生きる力」を育んでくれる ・自然にはそういった「力」があると確信する。	「子ども達のやさしさや生きる力を育むため」を文中に加筆しました。

用語の解説

【下層植生】

森林において上木に対する下木（低木）、及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

【間伐】

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

【里山】

居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

【人工林】

人為を加えて人工造林や天然更新で成立した森林。天然林に対する語。

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

【民有林】

森林の所有区分で国有林に対する語。

民有林は①個人、会社・社寺などの法人で所有する私有林、②都道府県・市町村・財産区で所有する公有林に区分される。